

## 令和元年度第2回千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨
- 3 出席委員 阿部委員、稲垣委員、小川委員、金子委員、小山委員、指田委員、眞田委員、武富委員、中川委員、西牟田委員、藤澤委員、矢萩委員
- 4 関係課 総務部学事課  
健康福祉部児童家庭課、健康福祉部子育て支援課、  
健康福祉部障害福祉事業課  
教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁特別支援教育課
- 5 議 題（1）次期計画の骨子案について  
子育て支援課 資料1－7に基づき説明  
質疑応答（概要）は以下のとおり

### 稲垣委員

本計画の主体は子どもなので、基本理念として「子どもの権利擁護」の観点から計画を作成したというコンセプトが見えるようにしてはどうか。また、共通して持たなければならないのは、子どもたちを大事にするために「大人が考えていくこと」「可能な限り子どもの意見を聞きながら計画を立てていく」その姿勢である。

そして、本計画は市町村の計画を支援していく計画なので、市町村がすべきことと、県がすべきことの整理がされるとよいのではないか。

また、市町村では児童相談所を作る計画がないので、社会的養育の児童相談所を中心とした対策は県が責任をもって対策をしていかなければならず、計画の中でトピックスの扱いにした方がよいのではないか。

さらに、今後の議論の中で変更可能であれば、子どもの権利擁護を明確にしていだきたい。そして、児童虐待について野田市の一件もあって、県内では児童相談所の一時保護が定員を超えており虐待が深刻化している。

そして、中学生以降の大きな括り、いわゆる海外で言われるユースは、高校を卒業して仕事に定着していく若い人に社会参加の混乱があるのはどこの国でも起こりうることであり、ここをうまくやらないと次世代に繋がっていかない。児童福祉法のアフターケアの部分がないと、一番上の親には結びつかない。ユースの年代について施策が抜け落ちているのではないか。また、家庭や子どもたちの生活は行政区分

で切れるものではないので、施策の基礎自治体である市町村と県の連携を明確にしていくべきではないか。

### 子育て支援課

基本理念については、子どもの権利を盛り込むにあたってどうするかを揉んでいきたい。児童相談所の設置については、施策の柱の6の児童虐待の部分だけでなく、ページを増やし内容を充実させたものにしていきたい。また、子どもの権利については、計画全体の底にあるような形で見せたい。子ども・子育て支援事業支援計画は、市町村の支援をする計画になるが、市町村だけでなく企業も巻き込み県全体で進め、個別の施策をいれることになる。また、中学生以降の括りについては、子どもと若者の計画は別で存在しており、若者の計画にユースが含まれる。どこまで膨らませて計画を立てていくかについては、検討させていただきたい。

### 小川委員

新しい支援計画や次世代行動計画ができてきたのは児童福祉法の改正に伴ってからのものだと思うので、整理していく中で子どもの権利をもっと前面に出し、これを一番大切にし、県民の皆さんにわかるようにした方がよい。これからは子どもが中心となって、子どもの権利擁護という観点から考えることが重要である。

### 小山委員

次世代の会議にも参加しておりその計画案の中で、仕事と子どもの両立のワーク・ライフ・バランス推進の部分について充実させてほしいと意見を述べた。

会社だけでなく社会全体の理解がないとなかなか両立できない。啓発活動も含めて充実させてほしい。骨子案における「仕事と子育ての両立の推進」の箇所で、仕事と子育ての両立は会社の理解及び社会全体の理解が必要なので、ワーク・ライフ・バランスの推進について、しっかり記載していただきたい。

また、都道府県設定区域を市町村ごとに設定する説明を受けたが、隣の市町村と一緒に計画を策定した方が有効的と考える市町村もあるのではないか。県として、市町村ごとに設定する狙いを伺いたい。

### 子育て支援課

設定区域は現計画に準じて設定している。待機児童の解消については、待機児童対策協議会を立ち上げ、市町村の担当者と課題を整理しているところである。広域で連携している市町村もあるが、県としては市町村ごとの計画とさせていただきたいと考えている。

### 指田委員

骨子案における「児童虐待防止対策の充実」について、児童虐待は家庭の問題もあ

と思う。親のフォローをどのようにするか等も踏まえ、「地域における子育て支援サービスの充実」の箇所にリンクするようにできないか。

### 子育て支援課

一昨日の県議会において、子どもを虐待から守る条例の改正があった。これによって虐待防止基本計画の見直しがある。県は今年度中に計画を策定予定である。社会的(家庭的)養護推進計画などを一体的に整理していく予定で、そのエッセンスを本計画に落とし込んでいこうとしているが、その作業やスケジュールでこの会議の議論が遅れてしまう可能性があるが、その内容は落とし込んでいきたい。権利擁護については議論し、子どもの権利を中心に据えて考えていくべきであり重要な課題として今回の意見を参考にさせていただく。

### 稲垣委員

テーマ別に計画や条例を作ると隙間ができるが、隙間を作らないことが重要であると思う。連携や役割分担を考えずに細かいものを作ると、どこも実施しなくなってしまうので注意していただきたい。虐待は起こさないことが重要である。予防的アプローチとしては、各家庭で子どもが欲しいと思った時点から支援を始めていくこと、それができるような環境を作っていくことである。虐待が起きた場合は、条例や地域福祉支援計画とリンクしていくので、計画同士のつながりを考えて作成していただきたい。「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は継続的な支援が重要なので、「健康で安心な妊娠・出産・子育ての環境づくりと負担の軽減」の箇所に置くのは良いと思う。

しかし、同じ欄に「不妊相談・不妊治療への支援」とあるが、「不妊」という文言は再考をすべきではないか。子どもの権利条約に関して、リプロダクティブヘルス(子どもを授かることはその人のアイデンティティとして自ら決めることができる)の問題が存在する。表現によって、子どもを授かることができる人にとってはサポートかもしれないが、子どもを授かることが難しい人たちにとっては、その方々が傷つくような、産むことが難しい人たちにとって生きづらい状況にもなる。子どもの権利条約の中でリプロダクティブヘルスは十分に考えるべきと言われているので、計画として子どもの権利擁護を大事にしていくのであれば、権利条約をめぐる指摘されている課題を踏まえて全体を考えていただきたい。

### 子育て支援課

「不妊」の文言のご指摘については、検討させていただきたい。

### 阿部委員

子ども一人一人の権利を尊重することは重要であり、子どもは一人ではなく家族とともに在るので、子どもと家庭そしてそこでの生活を通して関係を形成するので、関係形成や調整の視点が計画にあればよいのではないか。また、「次世代の親となる子

ども・若者の育成と支援」は非常に重要なことである。子どもが生まれ、親になっていく時、与えられる立場(育てられる立場)から、与える立場(育てる立場)へと立ち位置を変えていかなければ、子どもを守り育てることが難しいのではないか。親となる若者が立ち位置を変えることができるような支援ができないか。同じく、子育て支援の在り方も、与えるだけではなく、そこで保護者としての主体性が育つような支援内容を検討していけたらいいのではないか。

### 子育て支援課

行政が親の立ち位置について、何かをしていくことに対しては即座に回答することはできないが、その考えを共有しながらこの計画を策定していきたい。

### 稲垣委員

計画を作成する際、人と環境とその相互作用を対象として事業を計画していくことが重要である。地域を支援していくソーシャルワーキング機能の強化や関係性の支援が見えにくく、個々の事業ごととなっている。その事業がうまく動いていくような仕組みに働きかけていくというところが見えないのではないか。

### 小川委員

地域みんなで支えるという考えだが、例えば「旦那が子育てをしてくれない」など千葉県民に浸透していない。学童保育についても、保護者が地域との接触をもちたがらない傾向が強い。「地域みんなで支える」とあるが、支援を受ける側も支える側もそのような認識がない場合がある。

### 矢萩委員

前回の会議で放課後支援員が議論の対象となっており、人材確保の観点において支援の質の向上のための研修などについて議論された。医療的ケアが必要な子ども及び障害のある子どもは、今後増々その割合が増え、看護師確保や、医療と保育との連携が課題となっている。虐待問題への対応とも関連するが、様々な機関が連携していく必要がある。また、保育の場の充実という点では、例えば幼児教育アドバイザー等についても、計画に入れていただきたい。

### 子育て支援課

書き込みの中では、幼児教育アドバイザーなど見えるような形で作成していきたい。医療的ケア児についても県の実態調査の結果なども含めて、県の方向性を書き込みたい。次回は粗々になってしまうが、計画を作成し意見を頂戴するような形になると思われる。

### 藤澤委員

次世代は妊娠出産から18歳までの千葉県のビジョンである。「千葉県次世代育成支援行動計画」は、子どもを取り巻くすべての施策が横断的に記述され、その中に「子ども・子育て支援事業支援計画」も含まれているのが特徴であると思う。重要な児童虐待については、表に見えるように記述するのが良いと思うが、細かい専門的なことについては、専門的な部会で協議していただくのがよいのではないかと。

県の一番大きな役割は、県民と市町村を繋げ、また県を超えるような連携を調整することであると思う。県を超えた施策をつなげられること、地域を設定するという目標を掲げ市町村単位で計画を立てることで、給付や市町村間で転居した子どもたちの情報を繋いでいくような構成を記述していただきたい。

### 西牟田委員

ライフステージに沿ったまとめ方をすることやそれぞれの課題を整理して当てはめていくようにしていく作業がよくできている。子どもの権利条約が前面に出ることはもっともだと思うので、しっかり計画に反映していただきたい。また、様々な施策を盛り込んで結び付けた図を作成していただくのは大変な作業であるが、これからも見てわかるような形を作成していただきたい。各支援事業の関連性・連携を整理することが重要である。既に多くの施策が実施されているが、関係者でもそれらを関連付けることが難しく、また、利用する方もどのような支援を受けられるのか判断することが困難である。利用者が相談すれば、その利用者と施策を的確に結びつけることができる人材を育成していただきたい。また、「ひきこもり、不登校支援」は、「5 子どもの生きる力を支える教育の推進」に位置づけるのが良いのではないかと。そして、骨子案における「子どもの犯罪や交通事故から守る対策の推進」について、交通事故以外の事故もあるので、それを付け加えていただきたい。

### 中川委員

基本理念に「地域みんなで支える」とあるが、私自身、地域との関わりがあまりなく、どのように関わりをもっていけばよいかわからない。また、子育て期の利用者が支援について知らないなので、窓口を明確にする等、情報発信をもっと強化していただきたい。

児童虐待について、もし見聞きしたとき、どこに相談すればよいかわからない。わかりやすい情報があればよいと思う。

### 阿部委員

千葉県の関連する計画の構造があって、その中の本計画がわかるような図があると相談する人が相談先を探していけると感じた。相談窓口を1つにし、そこにアドバイザーを置き、相談すれば的確に相談者と施策を繋げることができるような仕組みがあるとよい。

### 眞田会長

相談できる窓口を作ることは、非常に重要である。そこから施策に繋がっていくのではないか。

## 6 議 題 (2) その他

質疑応答 (概要) は以下のとおり

### 小川委員

前回の台風の子どもの被害状況について、実態調査をしているのかのまとまったものがあれば提示してほしい。また 10 月からの無償化に伴う値上げの調査はしているのか。

### 子育て支援課

台風 15 号に関する実態調査について 現状、子どもの被害の報告はない。建物被害に関しては、復旧の補助金を取りまとめはしている。台風 19 号が続けて発生し、県内で網羅的な調査をかけるタイミングが合わず、現状はまとめてお示しできる状況ではない。無償化に伴う値上げについては、現在のところ情報は入っていない。値上げしてはいけないわけではなく、理由があった値上げについては保護者等に説明ができる内容であればよい。網羅的な調査の予定はない。幼稚園については、別の課で国からの調査が来ているのでそちらで対応している。

### 稲垣委員

災害について、全体の台風の時児童養護施設に連絡を取った際支援が届いておらず、地域の方に助けてもらって乗り切ったとこの状況だった。入所型の施設については社会福祉協議会や県が丁寧にバックアップをしていただきたい。